

議案第16号

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 2 月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）が施行されることに伴い、手数料の金額を改定するため、条例の一部を改正するものである。

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例

富津市消防手数料条例（平成12年富津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「9万1,000円」を「9万2,000円」に改め、同表3の項中「82万円」を「83万円」に、「99万円」を「101万円」に、「110万円」を「112万円」に、「140万円」を「142万円」に、「164万円」を「166万円」に、「385万円」を「388万円」に、「509万円」を「510万円」に、「112万円」を「113万円」に、「133万円」を「134万円」に、「148万円」を「150万円」に、「212万円」を「214万円」に、「433万円」を「435万円」に改め、同表4の項中「9万1,000円」を「9万2,000円」に改め、同表15の項中「95万円」を「99万円」に、「165万円」を「172万円」に、「318万円」を「332万円」に、「389万円」を「406万円」に、「445万円」を「465万円」に改め、同表17の項中「41万円」を「43万円」に、「92万円」を「96万円」に、「116万円」を「121万円」に、「283万円」を「295万円」に、「347万円」を「362万円」に、「400万円」を「417万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の富津市消防手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請を受理したものについて適用し、施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。